

# 地名散歩

## 第86回 八重洲の「引越し」

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

東京駅で新幹線を降りて東側すぐの出口と  
 いえば、京橋方面へ通じる八重洲口(八重洲北  
 口・同中央口・同南口)である。外堀通りのク  
 ルマの流れの向こうに広がっているビル街が  
 八重洲であり、「徳川家康の外交顧問であった  
 オランダ人、ヤン・ヨーステン(Jan Joosten  
 van Lodensteijn)の屋敷があったことに由来  
 するんですよ」と地方から出てきた人に蘊蓄  
 を傾ける人も少なくないだろう。

ところが現在の八重洲という町名は意外に  
 歴史が浅い。戦後の昭和29年(1954)、それ  
 までの呉服橋一〜三丁目(旧日本橋区)と槇  
 町一〜三丁目(旧京橋区)を合併した時の新  
 町名だ。旧町名である呉服橋と槇町も昭和6  
 年(1931)に実施された震災復興事業に伴う  
 町名地番整理事業で誕生したもので、それま  
 での旧町名は呉服橋エリアが西河岸町、呉服

町、元大工町、数寄屋町、檜物町、上槇町の  
 各一部、槇町エリアが五郎兵衛町の全域およ  
 び北槇町、南槇町、桶町、南大工町、南鍛冶  
 町、北紺屋町の各一部。10以上の町名がひし  
 めいていた場所ではあったが、この中に八重  
 洲の名はない。

八重洲は別の場所に存在していたのである。  
 どこかといえば東京駅丸の内南口の近くで、現  
 丸の内二丁目の一部、中央郵便局や赤煉瓦の  
 三菱一号館などのある一郭がすべて八重洲町  
 (町がつく)であった。ヤン・ヨーステンの屋敷  
 由来の町はこちらの方である。このあたりはす  
 べて武家地で、幕末期には備前岡山藩池田氏、  
 出羽天童藩織田氏、美作津山藩松平氏、美濃  
 岩村藩松平氏などの上屋敷が並んでいた。

当然のことながら「町名」がなかったため、  
 明治5年(1872)に命名されたのがこの町名



八重洲町が丸の内(丸ノ内)側にあった頃の東京駅とその周  
 辺。東側の外濠以東には江戸期以来の町名がひしめいてい  
 いた。当時まだ東京駅の東側に出入口はなかった。1:10,000  
 「日本橋」大正8年鉄道補入



外濠は空襲で発生した瓦礫で埋め立てられ、「八重洲」の地  
 名が昭和29年(1954)にその東に復活したばかりの頃。同  
 年に百貨店の丸が入った駅ビルが完成。1:10,000「日本  
 橋」昭和31年修正

だ。ところがこの八重洲町も日本橋・京橋地区と同様、震災復興の町名地番整理で昭和4年(1929)に丸ノ内二丁目の一部となって消えている。要するにこの時に消えた八重洲町が、四半世紀後の昭和29年(1954)に突如として外堀の東側に復活したというわけだ。

その謎を解くカギが東京駅の歴史である。周知のとおり大日本帝国の首都・東京の中央停車場として建設され、大正3年(1914)12月20日にお目見えした赤煉瓦の壮麗な駅舎。最近になって竣工当時の姿に復元されて注目されたが、開業当初の駅舎はこちらのみで、東側に出入口は設けられなかった。

東京駅の工事が始まる以前、かつての「大名小路」の屋敷があらかた取り払われた広大な跡地のうち、しばらくは監獄署と警視庁が陣取っていたが、そちらへ通じる橋として明治17年(1884)に架けられたのが八重洲橋である。長さ25間(約45.5メートル)、幅4間(約7.3メートル)の木橋であった。場所はまさに現八重洲中央口の目の前だが、要するに京橋方面から「八重洲町方面へ向かう橋」という意味である。

おそらく警視庁などの関係者には便利に使われていたのだろうが、東京駅の建設に伴ってこれらの施設が移動して不要となったためか、橋は撤去された。大正時代の地形図を見れば一目瞭然だが、当初設けられた4本の旅客ホームは丸ノ内側に偏っており、東側は機関車を入れ換えるための機回し線や列車の留置線などのヤードに当てられていた。

このため現在の八重洲中央口あたりから東京駅の列車に乗ろうとすれば、まず濠沿いの城辺河岸しろべがしを南下、鍛冶橋を渡ってガードをくぐり、赤煉瓦の堂々たる東京府庁や同市役所

を左に見ながら市電の「市役所前」電停の交差点を今度は北上、現在の「ほとバス」乗り場から赤煉瓦駅舎に至るという不便さだった。移動距離は約950メートルにのぼる。

東側に出入口ができたのは、開業から15年も経った昭和4年(1929)の12月16日のことだ。鉄道の利用者数も当時はうなぎ上りで、さすがに設置を求める声が高まっていたに違いない。鉄道教育会発行の『鉄道年表』(原田笹一郎編・昭和14年発行)によれば、「東京駅裏側(槇町方面)乗降口新設工事竣工使用を開始す」とあるが、まだ八重洲のヤの字もない。その4年前の大正14年(1925)には八重洲橋が再建されているが、前出の『鉄道年表』には出入口の固有名詞は記されていない。ウィキペディアではこの日に「八重洲口が開設する」とサラリと述べているが、昭和7年(1932)10月1日に近郊84町村を編入して「大東京市」になったのを記念して発行された東京日日新聞の付録「大東京最新明細地図」の欄外に描かれた東京駅の案内図によれば、東側には駅舎ではなく改札とトイレだけを備えた小さな出入口「八重洲橋口」がある。目の前が広い幅の八重洲橋だ。

その後は東京大空襲で出た多量の瓦礫の捨て場として同23年に外濠が埋め立てられたのに伴い、橋も消えている。この年には八重洲橋口に新駅舎ができたというが、翌24年に失火で焼失した後は同29年に大丸百貨店の入った少し前までお馴染みだった駅ビルに生まれ変わる。「八重洲橋口」の名がいつまで残っていたか不明だが、橋の消滅によって「八重洲口」に転じたというのは自然なことだ。同29年に町名の統合で「八重洲」の町名が別の場所ながら復活したのは、小さかったこの出入口によるところ大であろう。

### 今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地名の楽しみ』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

# 土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.748  
2019 May



表紙写真

## 「カルガモ親子」

第33回写真コンクール佳作  
菊地 貴広●神奈川会

調布市の深大寺境内の小池を泳ぐカルガモ親子です。子鴨を気に掛ける親鴨の姿と、そんな親鴨から離れぬよう懸命に追いかけてながらも周囲に興味津々な子鴨の姿、生命に宿る一つの季節の原風景が垣間見える一枚です。

地名散歩 今尾 恵介

## 03 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2019 Part18 ～北海道 未来への道しるべ～

## 06 土地の表示に関する登記の沿革(5)

都城市代表監査委員

一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美

## 11 愛しき我が会、我が地元 Vol.63

新潟会/岩手会

## 14 第34回写真コンクール インターネット投票

## 15 2018年PR動画コンテスト 受賞者決定!

## 16 岡山会・香川会交流会報告

## 17 eラーニングコンテンツ公開のお知らせ

## 18 セコムパスポート for G-ID土地家屋調査士電子証明書の発行 について

## 20 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

## 22 会務日誌

## 24 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 25 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスクその時お役に立 ちます!

## 26 危機管理広報講座を受講して

～広報担当者と危機管理～

## 28 公嘱協会情報 Vol.137

## 30 国民年金基金

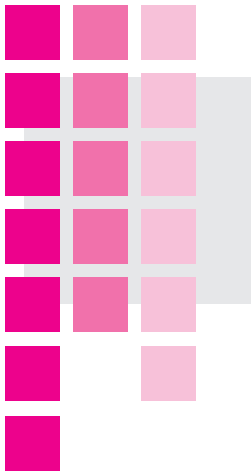
## 32 ちょうさし俳壇

## 33 人事異動 法務局・地方法務局

## 34 お知らせ

土地家屋調査士2020年オリジナルカレンダー

## 35 編集後記



# ほっかいどう地図・ 境界シンポジウム2019 Part18

～北海道 未来への道しるべ～

平成31年2月15日(金)、ホテルライフオーツ札幌におきまして、ほっかいどう地図・境界シンポジウム2019が開催されました。このシンポジウムは、日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会が主催するものであり、今回で18回目となります。我々、北海道の土地家屋調査士に密接するテーマを題材とし講演していただくものであり、毎回、多くの来場者が訪れるイベントとなっています。土地家屋調査士の他にも、法務局をはじめ関係官庁、関係団体、そして一般市民と300名近い方々が来場され、皆様から高い関心を集める歴史のあるシンポジウムとなっています。

## 講演第1部

近年の自然災害や現在まで蓄積された相続を中心とする様々な問題を解消すべく新たな制度についてお話しいただき、制度の利用促進のためには、関係機関の連携・協力が必要と感じることができました。

### 「法務行政について」

札幌法務局民事行政部長  
阿部俊彦氏

#### 1 北海道胆振東部地震関連

この度の大規模な地震に際しま



会場風景

して、不動産登記業務に与える影響も大きく、地殻変動による筆界点の移動、建物の崩壊・損傷における滅失登記があります。

地震に伴う崩落・土砂災害を除き、一般的に地殻変動により広範囲にわたり地表面が水平移動した場合は、土地の筆界も相対的に移動したものとして取り扱います。実務としては、移動量によるパラメータを用いたプログラムにより補正し地震後の位置として取り扱いますが、北海道胆振東部地震については、現時点では補正パラメーターの作成の予定はないため、水平移動はないものとして取り扱います。

被災した建物全てとはいきませんが、被災された方の負担軽減、地域復興に貢献することを目的とする以外に、社会の要請によ

る調和を図るため、例外となりますが、まずは公費解体された建物の職権による滅失登記を実施するため市町村との連携を取っているところです。また、被災地に登記の特設相談所を設け、札幌土地家屋調査士会と連携し相談会を実施します。



講演第1部 阿部俊彦氏

## 2 登記所備付地図作成作業

北海道の実施状況としましては、道内4局において従来型を実施しています。また、大都市型については、道内では札幌局においてのみ実施されています。地図整備は国の最重要施策とされていますが、表示に関する登記制度が創設されてから50年以上経過した現在も法14条地図の占める割合は約56%にとどまっています。

今後も法務局における地図整備の3本柱(従来・大都市・復興)を着実に実施するとともに、ほかの地籍調査事業への関与、筆界の調査協力など緊密に連携して地図整備を推進していきます。

## 3 筆界特定制度

平成18年1月20日に制度が施行されてから13年が経過しましたが、近年は増加傾向にあり制度が国民に定着し、ニーズも高まっています。

北海道では、現在までに約720件が提出され、701件が終了しています。このうち札幌局は約45%を占めており都市部での申請率が高い傾向にあります。

近年は、地図作成作業で法務局が示した筆界に同意が得られず筆界未定となったものに対し、同意をしている所有者からの申請や官公署から用地買収のための測量・調査時において、隣接地所有者が立会いに協力しないときや、同意しないとき、又は所在が不明などきに活用されています。

## 4 相続登記の促進・所有者不明土地の解消

法定相続情報証明制度ですが、目的・効果は相続人の相続手続における手続的な負担の軽減や、本制度を利用するために登記所を訪

れる相続人に対し、相続登記の直接的な促しの契機の創出としています。

現在の運用状況は、札幌本局管内ですと1月に200件の申請があり、それらは金融機関等で多く活用されています。一方、制度開始時は一覧図には最低限の記載しかなかったため、一部の行政機関での相続手続には利用されないことがありました。よって、昨年4月に記載内容の一部を見直し、更なる利用範囲の拡大を目指しています。

不動産登記簿における相続登記未了土地調査により、長期間相続登記が未了となっているおそれがある土地が相当数あることが判明しました。所有者不明の土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が対応策とされており、相続人に対し直接的な相続登記の促し、手続負担の軽減、及び事業実施主体の所有者探索コスト削減、簡便化ができるものと考えます。

## 5 自筆証書遺言の保管制度

自筆証書遺言は、現在は個人で保管されており遺言書の紛失や亡失、相続人が廃棄、隠匿、改ざんを行い、それらが原因となり紛争が生じる等の問題点がありました。その対策として公的機関である法務局による遺言書の保管に関する法律が成立し、2020年の実施日から、個人での保管以外に法務局での保管が可能となります。

申請された遺言書を法務局が形式的なものについて審査を行い、原本を電子データ化し保管することになります。法務局で保管されたものは個人で保管したときと異なり家庭裁判所の検認が不要となり、データ化されたものは、相続開始後に相続人からの写しの請

求・閲覧が可能であり、遺言書の存在の把握が容易となり、紛失や隠匿等の防止にもつながります。結果、相続手続の円滑化そして促進も期待することができます。

## 6 民法及び家事事件手続法の一部改正

現在、配偶者の居住権を保護するための方策により、配偶者の短期居住権と居住権が認められました。また、遺産分割等に関する見直しの中では、仮払い制度等の創設・要件明確化。更には、遺言制度の見直し等の様々な民法が新設されています。

今後の展開として、所有者不明土地の解消に向けて、民法・不動産登記法の見直しが議論されています。具体的には、相続登記の義務化や土地の所有権につき一定の要件を満たした場合の放棄を認める以外にも、遺産分割協議の期限を定める等、今後必要となる制度改正を行っていくと述べられました。

## 講演第2部

ご自身の体験を経済学の話を変えてお話いただき、行政としての目線、そして土地家屋調査士との目線での考え方や苦悩を共有することができる内容となっています。

### 「公務員と不動産登記法、そして、土地家屋調査士として追想」

公益社団法人青森県公共嘱託登記  
土地家屋調査士協会 前理事長  
高見雅之氏

私は、体験したことを伝えるため本当のことしか言いません。私の前職は、公務員であり用地取得の担当をしておりました。当時、全てではありませんができる限り



講演第2部 高見雅之氏

外注せずに、直営で測量をしていました。財産管理を行いながら、自分たちで用地測量を行い地積測量図を自ら作成し、法務局に嘱託登記を申請していたのです。また、年度内に用地取得が間に合わないものは、業務委託を行って納品されたものについて私が押印していました。

この度の講演は、経済財政運営と改革の基本方針2018をベースとしてお話しします。閣議決定されていることに対し、国会運営がされ各自治体に命令が下りてくるためです。

定められた基本方針は国民が目を通す必要があります、当然に土地家屋調査士もこの概念を持っておく必要があります。

公共事業が行われる理由は、役所に勤めると少し勉強する時期があります。資本主義経済を採用する民主主義国家である日本をはじめ多くの国家が、ケインズ経済学をベースとしています。

公共事業による景気の牽引が大切であり、これに従い高度経済成長を遂げてきました。法律は法治国家の上で大事ですが、経済発展を遂げる国の目標は閣議決定によりされていることを知っておく必要があります。その方針によって

法律は変わっていきます。

しかし近年、ケインズは死んだと口にする専門家が多くいます。立派な道路、鉄道、公共施設等が造られインフラは整備されたが、人口推移が反比例となっていることが指摘されています。これは地方の多くが掲げる問題となっています。ケインズ経済学に沿った金融政策・経済政策によって、公共投資を行って景気を高めてきたが人口が減っているという事実があります。これが、ケインズが死んだといわれるゆえんとなっています。

経済成長率は具体的に商品とサービスといった短期的な指標と潜在成長率があり、その中でも、資本、生産性、労働力を100%発揮した仮想の成長率が中・長期的な指標なのです。閣議決定で内閣が方針の内容を決めているのがこの潜在成長率ですが、これは遅行系列といわれる景気動向指数の要素であり景気に遅れて反応します。近年、アスリートのパフォーマンスが素晴らしいのは、幼少時から力を蓄えているからであり、後から肌で感じる実際の景況感となってきます。

住民と直接対話するため地方公務員の試験を受け公務員となり、研修によって公務員に求められる倫理観等を叩き込まれました。しかしそれを維持することは難しいもので、市役所の技師として山のようにある事業を期限内に処理することは難しく、業務遂行のため次第に倫理観は麻痺していきまます。法に従った業務を行うことが困難になっていきました。

結果、事業の中で地権者とのトラブルの末、訴訟に発展したことがあります。地積測量図の作成者として判事から法での説明を求め

られ、自分の知り得る知識や資料を重ね説明したが理解を得られませんでした。さらに、そこに至るまでの原因は多々ですが、境界標の破損以外に工事の施工方法に原因があり、問題解決のため再度、工事を行った経験があります。

デヴィット・リカード「比較優位」の理論～自国の得意とする生産に特化し、それ以外は貿易によって賄う～ 当時の自分は行政マンであり、地積測量図の作製は不得意としていました。直営で行うことで費用を抑えられると信じたが、それは優位ではありませんでした。

作家、司馬遼太郎先生の日本人の精神性「名こそ惜しけれ」。この精神で全て乗り越えることができます。今、向き合っている仕事に自分の名を残すのではなく、名こそ惜しけれという精神で今の日本を造ってきた時、ではどうすべきかを皆さんと考えたかったです。公務員時代に思ったこと、そして土地家屋調査士の皆さんと財政課との向き合い方の大変さを共有したかったですと述べられました。

このシンポジウムの開催に当たり講演をいただいた方々、足元の悪い中、シンポジウムにご来場くださいました皆様、本当にありがとうございました。会場の手配から当日の準備、進行まで全てを行っていただきました札幌会の高田委員長をはじめ実行委員会(PT)の皆様、本当にお疲れ様でございました。そして懇親会で名司会により終始会場を湧かせていただいた札幌会の高橋会員に感謝いたします。

広報員 山本正樹(札幌会)

# 土地の表示に関する登記の沿革 (5)



都城市代表監査委員  
一般社団法人テミス総合支援センター理事  
新井 克美

## 第5 土地台帳

### (1) 地租ニ関スル諸帳簿様式に基づく土地台帳

- a 明治17年、明治政府は、地租改正事業の全国的な竣工を踏まえて、地租条例(明治17年太政官布告第7号)を公布し、「明治六年七月第二百七拾二号布告地租改正条例及地租改正ニ関スル条規其他本条例ニ抵触スルモノ」は、廃止した。
- b 同年、大蔵省は、府県に対して、「地租ニ関スル諸帳簿様式別冊ノ通相定ム」として、地租ニ関スル諸帳簿様式(明治17年12月16日大蔵省達第89号)を達し、戸長役場に、「土地ノ沿革及ヒ反別地価地租等ヲ明ニスルノ基礎ニ供ス」ため、新たに土地台帳を備え付けることとし、その様式を定めた。この土地台帳の備付け作業は、明治21年中にはおおむね全国的に完成を遂げた(福島正夫「地租改正の研究」[増補版] 506ページ)。
- c 【図2-4-1】は、戸長役場備付けの土地台帳様式である。そして、【図2-4-2】は、現在市町村に保管されている旧土地台帳(1987番1・田・3畝15歩の土地)であり、これは、【図2-4-1】

の土地台帳様式と同一である。

そうすると、市町村に旧土地台帳が事実上保管されている場合は、その記載内容によって、明治18年頃までの土地に関する異動情報(分筆、合筆、地目変換等)を把握することができることになる。

### (2) 土地台帳規則に基づく土地台帳

#### ア 土地台帳の調製

- a 明治22年、明治政府は、土地台帳規則(明治22年勅令第39号)を制定した。土地台帳規則は、土地台帳は地租に関する事項を登録すること(1条)、市の土地台帳は府県庁、町村の土地台帳は島庁郡役所においてそれぞれ備え付けてその事務を取り扱うこと(2条)、登記所は所有権移転及び質入(質権)の登記をしたときに土地台帳所管庁に通知すること(3条)を規定した。
- b そして、同年、土地台帳規則施行細則(明治22年大蔵省令第6号)を制定し、土地台帳は、市町村ごとに区別し、土地の字、番号、地目、段別、

由 事 認 公									
地目	段別	地価	地租	内反別	外反別	沿革	事由	年月	日
田	一等	五拾五圓	五圓	五歩	五歩	明治	地目変換	明治	五月
田	二等	四拾五圓	四圓	五歩	五歩	明治	地目変換	明治	五月
田	三等	三拾五圓	三圓	五歩	五歩	明治	地目変換	明治	五月
田	四等	二拾五圓	二圓	五歩	五歩	明治	地目変換	明治	五月
田	五等	一拾五圓	一圓	五歩	五歩	明治	地目変換	明治	五月
田	六等	五圓	五角	五歩	五歩	明治	地目変換	明治	五月
田	七等	三圓	三角	五歩	五歩	明治	地目変換	明治	五月
田	八等	二圓	二角	五歩	五歩	明治	地目変換	明治	五月
田	九等	一圓	一角	五歩	五歩	明治	地目変換	明治	五月
田	十等	五角	五角	五歩	五歩	明治	地目変換	明治	五月

【図2-4-1 土地台帳様式(市町村)】





そこで、昭和25年7月31日、土地台帳法等の改正(昭和25年法律第227号)によって、土地台帳は税務署から登記所に移管された(注1)。登記所は、関係書類とともに、未済事件も引き継いだ(注2)。

登記所における土地台帳の事務は、税務署における取扱いを踏襲した土地台帳事務取扱要領(昭

和29年6月30日民事甲第1321号民事局長通達)に基づいて行われた。登記所に移管後の土地台帳は、これまでの課税台帳としての性質を失い、もっぱら土地の物理的状況を明確にするための地籍簿としての性質を有することになった。

【図2-4-3 土地台帳様式(登記所)】

【図2-4-4 土地台帳(登記所備付け)】

【図2-4-5 土地台帳(本件土地)】

(注1) 終戦直後、台帳制度の上に乗った形の日本の不動産登記制度は、非常に手数と時間を要し、国民の利便性の妨げになっており、台帳制度と登記制度を統合した登記制度を構築したら簡易迅速かつ的確合理的なものができるとでないか、との議論をしていたという(「不動産の台帳登録及び表示登記制度の回顧、現状及び展望(1)」(登記インターネット2巻6号10ページ)における新谷正夫元民事局長発言)。

(注2) 税務署から登記所への土地台帳等の引継ぎは、改正土地台帳法の施行の日(昭和25年7月31日)となるが、準備の都合により事実上の引継ぎが遅れる場合でも可及的速やかに行い(昭和25年7月28日民事甲第2081号民事局長通達)、登記所における土地台帳事務は、廃止された賃貸価格の調査決定に関する事務その他取扱上変更を要する点を除き、従前の取扱いを踏襲して処理することとされた(昭和25年7月31日民事甲第2111号民事局長通達)。税務署からの引継ぎに当たっては、書類のみであり、人員の引継ぎは皆無であった。

## ウ 本件土地の土地台帳

a 本件土地の土地台帳【図2-4-5】には、字が「鳥越」、地番が「三千七百四十五番」、地目が「畑」、反別が「五畝二三歩」と記載されている。この登録内容は、本件土地の旧表題部【図2-3】の登記内容と同じである(第2の3の(5)のアのb-本誌748号)。

b 明治31年、現行地価を修正して地租負担の偏軽偏重を解消するため、田畑地価修正法律(明治31年法律第31号)が施行された。これを受けて、大蔵省主税局長は、土地台帳の更正手続等について地価修正及租率改正実施順序(大蔵省(農商務省・会計検査院)編纂「明治前期税制経済資料集成第七巻」427ページ)を発売し、土地台帳の沿革欄に、「明治三十一年法律第三十一号田畑地価修正法ニ依り地価修正ニ付次欄ニ改記ス」記載し、次項の相当欄にその反別修正地価及び修正地価100分の2箇半の地租を記載する旨を明らかにした。

本件土地の土地台帳の「沿革」欄1行目に、「明治三十一年法律第三十一号田畑地価修正法ニ依り地価修正ニ付次欄ニ改記ス」と記載され、次行の地目及び地積・地価・地租欄に改記されているの

が、この記載である。

c 明治31年法律第32号により、地租条例(明治17年太政官布告第7号)第1条に「明治三十二年分ヨリ同三十六年迄地租ニ於テ地価千分ノ八市街宅地地租ニ地価百分ノ二箇所半ヲ増徴ス」との規定が追加された。この結果、明治32年から同36年までの間、地租が増徴された。

本件土地の土地台帳の「沿革」欄2行目前段に、「明治三十一年法律第三十二号ニ拠リ増徴地租、〇二〇」と記載されているのが、この記載である。

d 昭和6年、地租の課税標準を従来の地価から賃貸価格に改めること等として地租法(昭和4年法律第28号)が公布された。

本件土地の土地台帳の「沿革」欄2行目後段に、「昭和六年三月法律第二十八号ニ依り地価ヲ賃貸価格ニ改メ次欄ニ改記ス」と記載し、次行の地価欄に賃貸価格が記載されているのが、この記載である。「昭和六年三月法律第二十八号」とは地租法である。

e 地租法は、賃貸価格を10年ごとに改定し、その第1回の改訂は昭和13年に行う旨を規定していた(9条1項)。そこで、土地賃貸価格改訂法(昭和11年法律第36号)が制定され、「政府ハ地租法第九条第一項ノ規定ニ依り昭和十三年一月一日ニ於テ土地ノ賃貸価格ヲ改訂シ昭和十三年分ヨリ改訂賃貸価格ニ依り地租ヲ徴収ス」(1条)とされた。

本件土地の土地台帳の「沿革」欄3行目に、「昭和十一年六月一日法律第三十六号ニ依り地価ヲ賃貸価格ヲ改訂シ次欄ニ改記ス」と記載し、次行の地価欄に賃貸価格が記載されているのが、この記載である。「昭和十一年六月一日法律第三十六号」とは、土地賃貸価格改訂法である。

f 本件土地の所有者に関する事項について、一行目の「甲野仲蔵」は、「登記年月日」欄に「明治二十年一月廿九日」と記載され、「事故」欄は空欄となっている。登記法は明治20年2月1日施行であるから、本件土地の土地台帳は、登記法施行前に、地券の名義人に基づいて所有者を認定し、新規登録したものと推察される。

なお、本件土地の旧登記法における最初の所有権登記の名義人は、「明治二十七年壹月九日」に登録した「甲野仲蔵」である(ブックス式登記簿【図2-3】一本誌747号8ページ)で朱抹された甲区壹番(旧壹番)の登記名義人)。

また、本件土地の地券(後に掲載予定)における最終の持主名義人は「甲野仲蔵」であり、その名義書換年月日は、「明治二十年一月二九日」である。

そうすると、本件土地の土地台帳の「登記年月日」欄に「明治二十年一月廿九日」と記載されているのは、地券の最終の持主名義人の名義書換年月日を記載したものであり、また、「事故」欄が空欄となっているのは、本件土地に登記簿が設けられていなかったことによるものであろう。

- g 本件土地に関する土地台帳の「所有質取主氏名欄」2行目の「甲野平太郎」については、「登記年月日」欄は「明治卅一年五月四日」、「事故」欄は「相続」と記載されている。本件土地の登記簿によると、受付は「明治参拾壹年五月五日」で、登記原因は「家督相続」と記載されている(【図2-3】-本誌747号8ページ順位壹番)。

そして、3行目の「甲野三郎」については、昭和二年八月二日相続(登記簿は、順位「貳番」・「昭和参拾六年八月式拾壹日受付・家督相続」と記載)と記載されている。

また、4行目の「乙野實」については、「昭和〃年〃月〃日相続」(登記簿は、順位「参番」・「昭和参拾六年八月式拾壹日受付・贈与」と記載)と記載されている。

## 工 土地台帳納税義務者の登録

- a 登記法(明治19年法律第1号)が明治20年2月1日に施行された。このため、土地台帳規則(明治22年勅令第39号)第3条は、登記所は、所有権移転及び質入(質権設定)の登記をしたときは、土地台帳所管庁に通知すべき旨を規定した。この通知は、10日以内にすべきこととされていた(明治22年5月7日司法省令第3号)。
- b 不動産登記法(明治32年法律第24号)の制定に伴い、この通知手続は、「登記所ハ土地ニ付キ所有権ノ移転又ハ質権ノ設定、移転若クハ消滅ノ登記ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其旨ヲ土地台帳所管庁ニ通知スルコトヲ要ス未登記ノ土地ニ付キ所有権ノ登記ヲ為シタルトキ亦同シ」(同法11条)と規定された。

- c しかし、当初は、土地の所有権の移転があった場合、登記の効力は対抗要件であるとして、土地台帳所管庁に対して所有権移転の証拠を示して申告すれば、登記所からの所有権移転の通知の有無に関係なく、土地台帳に所有主変更の登録ができる取扱いであった。この結果、登記簿上の所有権の名義人と土地台帳の所有主とが齟齬する事態が生じ、これがため、滞納処分等をするに際して支障が生じた。また、登録税(登録税(明治29年法律第27号))を免れるため所有権移転の登記を申請しない事例も散見された。

- d そこで、明治33年7月12日大蔵省令第27号をもって、土地台帳規則施行細則(明治22年大蔵省令第6号)に、「土地所有権ノ移転又ハ質入ハ登記所ヨリ通知アルニアラサレハ之ヲ登録セス但シ相続ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」との規定(5条)が追加され、相続の場合を除き、所有権移転に関する事項は登記所からの通知に基づいて登録すべきこととされた。

なお、地租法(昭和6年法律第28号)施行に伴い、土地台帳規則施行細則は廃止された(地租法施行細則(昭和6年大蔵省令第6号)附則2項)。そして、地租法施行規則(昭和6年勅令第47号)第2条は、所有権移転は登記所からの通知に基づいて登録すべき旨を定めたが、相続の場合を除外する旨の規定は設けなかった。

- e 地方税法(昭和25年法律第226号)は、固定資産課税台帳の登録について、登記所は、所有権の登記をしたときは、10日以内に、その旨を当該土地所在地の市町村長に通知すべき旨を(382条2項で準用する同条1項)、また、市町村長は、登記所からの通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該土地の異動を土地課税台帳に記載すべき旨を(同条3項)、それぞれ規定している。

これに伴い、前述の登記所からの税務署への所有権移転登記に関する通知規定(旧不登法11条)は、土地台帳法等の一部を改正する法律(昭和25年法律227号)によって削除された。

## 新潟会

## 『若者よ、土地家屋調査士をめざそう!』

新潟県土地家屋調査士会 広報部長 樺澤 富也

新潟会の現在会員数は327名・法人5（平成30年12月現在）であります。平成元年の会員数が493名でした。平均年齢もずいぶん高齢となっております。また、土地家屋調査士の資格そのものの認識度も制度制定70周年を迎えますが、なかなか上がっていないと感じております。

そこで、新潟会では、平成30年度広報部事業計画の中で、「出前事業や職業体験を通じて、若者に土地家屋調査士をアピールする事業を検討する。」を研修部と合同で、新規事業として計画いたしました。

平成30年6月に新潟市内の工業高等学校の土木科、担当先生から同校で測量学を学ぶ生徒への課題授業講師派遣の依頼があり、正に事業を進めるに持って来いであります。早速、打合せを行いました。

対象生徒は6名（内2名が女子）で人数は少なかったのですが、そのうち測量士補資格者が4名いるとのことで、なかなか優秀な生徒さんが集まっていました。工業高校土木科では週2時間ほど様々な課題授業を行っていて、実際の測量方法や実務上の問題点等を学び、課題研究としたいとのことでした。

そこで担当先生との打合せの結果、講義内容については

1. 街区基準点等を使用した測量方法の説明と実演
2. 資料調査から実地測量、立会い等、境界確定までの流れを具体的に説明
3. 境界に争いが生じた場合の対処法について
  - ① ADRとは
  - ② 筆界特定とは
  - ③ 裁判所の調停
  - ④ 裁判所の筆界確定訴訟

となり、講師の選定及び講義内容を計画していきましました。当初は一日での実施を予定していましたが、生徒の授業時間の都合や講義内容のボリュームの関係から、二日間に分けて行うことになりました。講師は、土地家屋調査士の実務の授業を、当会会長と研修部長が担当し、測量の実演を専門学校での講師実

績のある当会の会員にお願いすることとなりました。

講義初日に座学を行いました。

## I 「土地家屋調査士と測量」

講師 研修部長

土地家屋調査士の私たちが実際行っている実務の流れ、測量の注意点などを联合会作成のアニメーションや実際の公図、地積測量図などを用いて解説しました。

## II 「境界に争いが生じた場合の対処法について」

講師 当会会長

境界紛争となった場合の対応として様々な制度があることについて、パンフレットなどを用いて解説しました。

## III 「街区基準点を使用した境界確定の方法について」

講師 当会会員

平成16～18年度に行われた都市再生街区基本調査の経緯や街区基準点を活用した測量の必要性を解説しました。

生徒たちには初めて聞く内容も多く難しかったかもしれませんが、真剣に講師の説明に聞き入っていました。

講義二日目は実習と図面の点検等の座学を行いました。

事前にグラウンド内に金属鋏を打ち込みトラバーチン点を選点し、仮想街区基準点を使用して結合多角測量による実測を行いました。また、法務局に提出済みの地積測量図があると仮定し、境界標が亡失している点の復元作業を行いました。

生徒たちは真剣に解説を聴きながら順番にトータルステーションの設置や観測をしたり、ポイントにミラーを付けたピンポールを立てたりと、興味津々で実習を進めていきました。水準器を見ながらじっ

としていることがなかなか難しそうでもありました。その後、教室へ戻り、測量成果の計算、検討を行いました。

我々土地家屋調査士の職務の一部を紹介できて、出前事業は成功だったと思います。

その後、生徒たちには出前授業のアンケートに答えていただきました。土地家屋調査士という資格をほとんどの生徒は知っていましたし、講義内容もよ

く理解できたとの声も頂きました。また、一部の生徒ですが土地家屋調査士の資格を取りたいとの声もあり、今回の事業を行って本当に良かったと思います。担当先生からも、機会があればまた講師の派遣依頼をお願いしたいし、インターンシップの受入れも可能か検討してほしいとのことでした。

今後もこのような事業の実績を重ね、若者に土地家屋調査士をアピールしていきたいと考えております。

## 岩手会 『土地家屋調査士PR(啓発)活動』

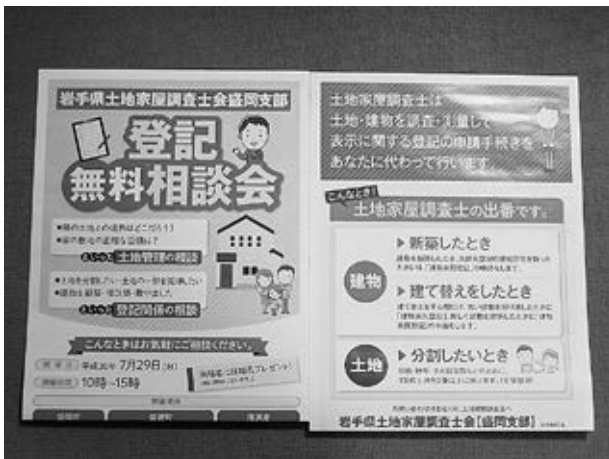
岩手県土地家屋調査士会 盛岡支部 田頭 正之

私が支部役員になり10年になります。なぜか10年間広報部員で今では広報部長です。毎年のように広報活動には苦慮しております。同じことを地道に続けることが広報活動になるのか、新しいことを企画し活動することがよいのか。費用対効果に悩まされながら支部事業を計画しております。

盛岡支部では毎年7月末の日曜日に土地家屋調査士の日として広報グッズ配り、ごみ拾い、無料相談会を行っております。広報グッズはティッシュ・うちわ・ボールペンなどを作成しています。無料相談会の告知には、支部広報費の約半分を費やし、地方紙へ折込チラシを入れています。折込チラシの効果で相談者は年々増えております。相談内容も昔は主に司法書士業務の相談でしたが、今では境界問題や建物登記の相談が大半を占めております。

次に紹介したいのが広報費の掛からない土地家屋調査士のPR活動で、私が7年前に始めた中学生職場体験です。私が卒業した地元の中学校で2年生を対象に行っているものです。きっかけは、長男が中学2年生の時に職場体験があることを知り興味を持ちました。長男は子供の相手が苦手なのに保育園に、友人は鶏肉が大嫌いなのにスーパーの精肉コーナーで鶏の解体など様々な体験談を聞きました。ならば中学生に馴染みのない土地家屋調査士の業種もありかと思い、娘が2年生のときに娘の許可をもらい担任の先生へ引き受けたい旨を申し出ました。最近では引き受けるところが少ないとのことで中学校からは快く了承をいただきました。母校への恩返し気持ちと土地家屋調査士制度広報を兼ねて職場体験を行うことにしました。

中学生は1班・男子4名が訪れます。職場体験は2日間行います。事前に学習内容を準備しシミュレーションもできてはいましたが、いざ中学生を前にして話し始めると生徒たちは上の空の感じ。それもそのはず、生徒たちの親も土地家屋調査士を知らないのに、専門的な話を聞かされてもと反省しました。午後からは、場所を中学校の校庭に移動して、トータルステーションを使用して測量を行いました。さすがは男子生徒、トータルステーションには興味を示し積極的です。翌日は校庭に星型を復元。午後はCADにより地積測量図を作成しました。生徒達は東日本大震災での土地移動量と測量器材へ関心を示していました。中でも一人、印象に残る生



折込みチラシ

徒が柔道部のK君です。午前中の生徒からの質問では土地家屋調査士はいくら儲かりますか？と興味津々。現場でも境界杭埋設を体験させるため穴掘りをしているとジャージを土まみれにして深く穴を掘り、対人関係にも優れ、頭の回転も早く、すぐにでも私の補助者として採用したいぐらいでした。

これまで多くの生徒が私の事務所を訪れましたが、親が土地家屋調査士を理解していたのは1年目の一人だけでした。そんな生徒たちに土地家屋調査士を理解させるのは容易なことではありませんが、世の中には親も知らない業種があることを理解してもらえたのではないかと思います。中学生職場体験が広報活動につながるのは文化祭のときに生徒が発表することです。先生やクラスメイト、そして保護者へ。私も毎年、訪れた生徒の発表内容を楽しみに

母校の文化祭へ行きます。柔道部のK君は土地家屋調査士になりたいと言ってくれましたので期待しています。そして皆の記憶に残ることを願っています。



作図風景



観測風景



杭入れ風景

第34回



# 写真コンクール インターネット投票

第34回写真コンクールにご応募いただいた作品を連合会ウェブサイト「会員の広場」に掲載して行う土地家屋調査士会員によるインターネット投票は、令和元年5月31日(金)までとなっております。最も投票数の多かった作品には、「はーもに一賞」が授賞されます。

皆様からのたくさんのご投票をお待ちしております。

**公開場所** 連合会ウェブサイト「会員の方へ(会員の広場)」→日調連共済会

**公開期間** 令和元年5月31日(金)午後5時まで

**投票方法**

- (1) 投票する写真をクリックします。
- (2) 写真の拡大表示と併せて表示される「この写真に投票」のボタンをクリックすれば、投票は完了です。
- (3) 投票は、1会員につき1票です。
- (4) 投票の変更は、投票期間中は何度でも可能です。新たに投票する写真をクリックして「この写真に投票」のボタンをクリックします。これにより、従前の投票は無効になります。

※ 「会員の広場」は、土地家屋調査士会員以外の方はご入場できませんのでご了承ください。



ちしき  
広報キャラクター「地識くん」

# 2018年PR動画コンテスト 受賞者決定!

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

昨年に初めての試みとして開催した学生向けの「土地家屋調査士PR動画コンテスト」ですが、多数の応募があり、広報部にて厳正な審査を行い、受賞者を決定いたしました。

先日、受賞者への表彰式が執り行われ、賞状と賞金が岡田連合会長から授与されました。入賞者の方々と少しお話しする機会がありましたが、どなたも今まで土地家屋調査士という職業のことを知らなかったそうで、いろいろなウェブサイト調べたりして動画を作成されたとのこと。賞金の使い道については「旅行に行く」「動画撮影の機材を買う」「貯金する」などなど…。

このPR動画コンテストを通じて、一人でも多くの人に土地家屋調査士を知ってもらうことができました。また、残念ながら入賞とならなかった作品にも面白いものがありました。今年度もPR動画コンテストを続けていく予定ですので、お近くの学生さんに「こんなコンテストがありますよ～」ということを拡散してくださいね!

## 受賞者一覧

最優秀賞	東京工芸大学	河村友紀様	「土地家屋調査士」
優秀賞	千葉大学	黒木宥冴様	「土地家屋調査士って知ってる?」
優秀賞	東京都立工芸高等学校	常田福絵様、加藤万桜様	「ある午後」
優秀賞	東京都立工芸高等学校	羽石海羽様、三井柊輔様	「土地のおまわりさん」

入賞作品については、連合会のホームページ、YouTubeチャンネルにてご覧になることができます。スマホの方はQRコードからアクセスできます。チャンネル登録よろしくお願いたします!





# 岡山会・香川会交流会報告

平成31年2月22日、香川会メンバーが岡山会の研修会に参加・聴講をしました。研修内容は、「境界鑑定委員会報告」、「境界問題相談センター岡山 規則改正説明及び紹介」でした。通常は、研修会参加報告としてレポートを作成することがほとんどですが、今回は、研修会後の「交流会」の様子を報告します。



今回の交流会は、過去に開催された中国・四国ブロック合同研修会での、川野会長(岡山会)と大久保会長(香川会)の、何気ない話を実現したものです。ご存知のとおり、岡山と香川は瀬戸大橋(昨年開通30周年を迎えた、鉄道・道路併用橋)でつながっているとはいえ、瀬戸内海で隔てられています。確かに、四国ブロック間での他県とは互いに行き来があり、懇親会も開催されていますが、他ブロックの会との、交流会をメインとした行事に参加するのは初めてです。ただ、前述の瀬戸大橋を利用すれば、車であれJRであれ、香川と岡山は約1時間あれば行ける距離です。ちなみに、高松駅と岡山駅間の走行距離は約72 kmです。

さて、交流会報告ですが、香川会からは8名、岡山会からは9名が参加しました。岡山会からは相談役の高山吉正さん、香川会からも相談役の森和夫さんが参加され、和やかな雰囲気です。宴会が始まりました。当方の向かいには、岡山会会長の川野さん、同副会長の横田さんがおられたのですが、時間がたつとともに、お酒が進むにつれて、だんだんと場も盛り上がり、「本音トーク」が始まりました。日常業務

での実務的な違いであったり、不満だったり、更には先輩を大切に扱ってほしいとか。いずれにしても楽しい交流会でした。

日時は未定ですが、次回は高松(香川)での開催となる予定です。このような交流会が行われている会もあろうかと思われませんが、普段は知らない他会の人と知り合いになり、それぞれの地域の情報や、愚痴も含めた思いを聞くのもよいのでは。

広報員 久保利司(香川会)



# eラーニングコンテンツ公開のお知らせ

## 公開したコンテンツ一覧

平成30年度制作

	コンテンツ名	CPD ポイント	時間	講師
1	境界(筆界)ADRによる境界紛争の解決(※)	1.5	1.5時間	相場中行
2	土地家屋調査士倫理の概要(※)	2	2時間	相場中行
3	空き家等問題に関する積極的な参加について	1.5	1.5時間	山田一博
4	プレゼンテーションの基礎知識～相手を説得するノウハウ～	1	1時間	齋藤みずほ
5	最近の労働法制の理解～補助者を雇用する際の注意点～	1	1時間	楚山和司
6	事務所のIT化の基礎知識～士業事務所の情報管理の観点から～	1	1時間	山田豊文
7	交渉学	1	1時間	山田豊文
8	事業承継の基礎知識～中小企業の経営者からの相談対応の基礎知識～	1	1時間	小林好文
9	不動産の有効活用の基礎知識～相談対応の基礎知識～	1	1時間	小林好文
10	成年後見制度の基礎知識～相談対応の基礎知識～	1	1時間	鈴木大介
11	アンガーマネジメント～感情の適切なセルフコントロールのために～	1	1時間	小泉久子

※ 土地家屋調査士特別研修の復習としても活用できる内容です。ADR認定土地家屋調査士の方には、特別研修のフォローアップ研修としてご視聴いただけます。

## アクセス方法

- ・ 「日本土地家屋調査士会連合会ホームページ」→「会員の方へ」→「会員の広場」→「eラーニング」
- ・ 「会員の広場」へのアクセスにはID・パスワードが必要です。ご不明の場合には、連合会事務局までご連絡ください。

## CPDポイント

- ・ コンテンツを最後まで視聴することで、自動的にポイントが付与されます。
- ・ 視聴履歴が残るため、複数回に分けて視聴しても差し支えありません。
- ・ 同じコンテンツを何度視聴しても、ポイント付与は初回視聴分のみとなります。

# セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行について

2014年(平成26年)10月30日からセコムトラストシステムズ株式会社が運営する認証局において、土地家屋調査士電子証明書(以下「電子証明書」という。)の発行を開始しておりますが、同認証局から発行している電子証明書の有効期間は、発行日から5年となっており、2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。

つきましては、電子証明書の発行は、次の要領で発行する予定となっておりますのでお知らせします。

なお、土地家屋調査士法人の電子証明書(商業登記電子証明書)は、登記所において発行しておりますので、詳しくは主たる事務所を管轄する登記所にお問合せください。

(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/GLANCE/glance.html>)。

## 1 有効期間満了に伴う電子証明書の発行

電子証明書は2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。有効な電子証明書を保有している会員には、次の要領で新しい電子証明書を発行することとしております。

現在保有している有効な電子証明書の有効期間を延長するものではありません。

### (1) 有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類の送付

電子証明書の有効期間満了の約3か月前をめぐり有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類を土地家屋調査士名簿に登録されている事務所所在地に簡易書留で送付します。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

連合会ウェブサイトから利用申込書配布希望の申請は行わないでください。

### (2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

### (3) 発行時期

電子証明書有効期間満了の約1か月前をめぐり、2019年10月1日から発行手続を行います。2019年9月から2020年1月は発行事務の集中が予想されることから、有効期間満了直前にお申込みいただきますと、有効期間満了までに新しい電子証明書の発行ができない場合もあります。電子証明書利用申込書類が届きましたら、お早めにお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

### (4) 発行負担金

12,100円(税込)

### (5) その他

- ① 新しい電子証明書が発行されても、それまで使用していた電子証明書は有効期間満了まで使用することができます。
- ② 新しく発行する電子証明書は、現在使用している電子証明書と同じファイル名(PINコードは異なります。)となりますので、取扱いにはご注意ください。
- ③ 有効期間満了の電子証明書のファイルを削除する場合は、誤って新しい電子証明書のファイルを削除しないようご注意ください。

## 2 新規に発行する電子証明書

2019年9月から2020年1月にかけて、有効期間満了に伴う電子証明書の発行事務が集中しますので、この時期のお申込みは通常よりも大幅に時間が掛かる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

### (1) 電子証明書利用申込書類の送付

連合会ウェブサイト (<https://www.chosashi.or.jp/members/repository/>) からお申込みいただきますと、電子証明書利用申込書類を簡易書留で送付します。お申込みをしてから到着までは、5～7日程度が目安となります。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

### (2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

利用申込書類の審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

### (3) 発行時期

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

不備のない書類の場合、連合会に到着してから発行までは、1～2週間程度が目安となります。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

### (4) 発行負担金

利用申込書類が送付される消印の日付によって発行負担金が異なりますので、入金額にご注意ください。

11,880円(税込)

※2019年9月30日までの消印で連合会に到着した場合

12,100円(税込)

※2019年10月1日以降の消印で連合会に到着した場合

## 3 留意事項

### (1) 電子証明書発行に係る審査

土地家屋調査士名簿と住民票の写しに記載されている住所が異なる場合は、電子証明書を発行することができません。異なる場合は、必要に応じて所属する土地家屋調査士会に土地家屋調査士登録事項変更届出書等の提出をお願いします。

また、電子証明書が発行されると、電子証明書をダウンロードするのに必要な書類が住民票の写しに記載されている住所に本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。

住民票の写しに記載されている住所で郵便局から本人限定受取郵便の到着通知書が配達されない場合や、郵便局の指示に従わなかったり、本人限定郵便を受け取る際に提示した身分証明書の住所が本人限定郵便の宛先と異なることで、郵便局から受渡しを拒否されたなどの場合は、連合会では対応しかねますので、ご了承ください。

### (2) XML署名ツール

図面ファイル(XML/TIFF)に電子署名するための「XML署名ツール」を連合会ウェブサイトの会員の広場で公開しています。

2018年(平成30年)8月17日に公開したバージョンから、登記所が発行した土地家屋調査士法人の電子証明書(商業登記電子証明書)を用いて電子署名できるようになりました。これまで図面ファイルに署名するために、個人の電子証明書を取得していた土地家屋調査士法人におかれましては、セコムトラストシステムズ(株)が発行する電子証明書を取得する必要はありません。

## 連合会長

### 岡田潤一郎の水道橋通信



3月16日  
～4月15日

「ありがとう、平成」「よろしく、令和」  
「令和」時代の幕が開く。この時代にいったい、どのような出来事が起こるのだろうか。また、人々の暮らしは、どんなふうに変化していくのだろうか。そして、世の中の思想は大きな変化があるのだろうか。想像し始めると、どんどん深く考えてしまうところだが、この「令和」の時代を生きてゆく資格者は、柔軟かつ強靱な能力と体力が求められることは間違いのないところだ。しかし、「平成」から「令和」へと時代は変わりゆくことも、街を行き交う子どもたちの笑い声を聞いてホッとしたり、街の木々から季節を愉しむ心は変わらずにいたい。

## 3月

### 16日 岸本八太郎氏 黄綬褒章受章記念祝賀会

神戸市で開催された岸本兵庫会前会長の黄綬褒章受章祝賀会に出席。岸本先生の地元・淡路島は、国生み神話が伝わる土地らしく、厳かな空気の中で始まった祝賀会であったが、終盤にはサンバ隊も会場になだれ込み、賑やかで華々しい祝賀会となった。

### 19日 第1回法制審議会民法・不動産登記法部会に係る事前打合せ

法務大臣の諮問による「法制審議会」の部会に出席するに当たり、傍聴者である柳澤専務理事、鈴木常任理事を交えて論点を整理する。

### 19日 第1回法制審議会民法・不動産登記法部会

法制審議会民法・不動産登記法部会に委員として出席。当連合会から法制審議会委員を派遣するのは、西本元会長以来とのことであり、少々緊張気味で臨んだところであるが、相続登記の義務化の可否、所有権の放棄の可否、共有概念の在り方、相隣関係の見直し等々、実務家の視点からメンバーも理念も一貫性を保ちつつ、意見を述べ、提言をしたいと考え

ている。予定では、来年の3月まで14回の部会が開催される。

### 20日 土地家屋調査士国民年金基金 第73回代議員会

本年4月1日をもって、全国国民年金基金の土地家屋調査士支部へ組織移行する土地家屋調査士年金基金の代議員会に出席させていただき、ご挨拶の機会を得る。各代議員の皆さんには、基金の安定運営に寄与いただき感謝の気持ちをお伝えさせていただいた。

### 26日 一般財団法人日本地図センター 第15回評議員会

連合会長は、日本地図センターの評議員を兼務しており、様々な会合でご一緒する機会が多くなり、すっかり顔なじみになった皆さんと共に代議員会に出席する。

### 27日 寺田顧問との打合せ(法改正対応の報告等)

今般の土地家屋調査士法一部改正につき、かねてより貴重なご意見をいただいていた寺田顧問に現状報告をさせていただくため訪問。

### 27日 法務省民事局民事第二課職員離任挨拶の対応

日々、お世話になってきた民事第二課において離任される方々が連合会長室に来られ、ご挨拶をいただいたが、春は別れと出会いの季節とはいえ、一抹の寂しさを感じる。

### 28日 衆議院議員塩崎恭久 第59回「塩崎恭久と明日を語る会in東京」

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の会長に就任いただいている塩崎議員のセミナーに出席。塩崎議員は、私と同郷(愛媛一区選出)でもあり土地家屋調査士制度、特に地図づくりの分野にも造詣が深く、土地家屋調査士法一部改正等、常々私たちを応援してくださっている。

### 28日 自由民主党「所有者不明土地等に関する特命委員会」

野田毅代議士(熊本二区選出)を委員長とする標記委員会に柳澤専務理事と共に出席し、日司連、日行連、不動産鑑定士協会の各々会長同席の中、所有者不明土地問題に関して私たちの立ち位置と変則型登記の解消策について説明させていただいた。国会議員の先生方からは、関連する地図づくり作業の予算措置等について強力な後押しをいただいた。

**30日** 元連合会会長水上要藏先生の告別式に参列  
花冷えの中、私の五代前の連合会長である、水上要藏先生の訃報が飛び込んできた。告別式に参列し、御遺族と共に最期のお見送りまでご一緒させていただいた。先生と初めてお会いしたのは、私がまだ30代の頃であったが、当時既に70歳に届こうとしていた年齢なのにエネルギーがかつ凜とした姿に圧倒されたことを思い出す。心からご冥福をお祈りさせていただきますとともに、天国からも制度の発展を見守っていただきますようお願いいたします。

## 4月

### **2日** 国民民主党 司法書士法・土地家屋調査士法改正に関するヒアリング

今国会において審議いただいている土地家屋調査士法一部改正の内容について、国民民主党からヒアリングの申入れがあり、日司連の役員と共に出席し、当連合会は加賀谷副会長、柳澤専務理事から趣旨説明を行う。

### **2日** 第1回選挙管理委員会

本年度は、役員改選期であるため、選挙管理委員会を招集。委員会の公正・中立を確保するために、挨拶のみで退席し、後の協議は委ねさせていただいた。

### **3日** 東京法務局 総務部長、民事行政部長、民事行政部次長着任挨拶の応対

#### 法務省民事局民事第二課職員着任挨拶の応対

新年度に入り、東京法務局、法務省の民事第二課に新任された皆さんが、各別に連合会長室を訪ねて来られ、ご挨拶いただく。年度末の離任挨拶は寂しさが伴うが、新任の訪問は清々しく、私たちを新鮮な気持ちにさせてくれる。

### **6日** 國吉先生の黄綬褒章を祝う会

平成最後の褒章を受章された國吉先生の祝賀会に出席。江戸っ子の國吉先生らしく、木遣りとともに入場され、独特な世界へ誘ってくれる。また、全国から数多くのお仲間も参集され、さながら同窓会のような雰囲気の中、盛大な祝賀会が開催された。

**10日** 衆議院議員盛山正仁 盛山正仁君を励ます会  
自由民主党の盛山議員には、法務副大臣時代を含めて、今日までなにかと相談をさせていただいている。特に所有者不明土地問題においては、早くから問題意識を持たれ、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の成立、施行に尽力いただいたところである。

### **10日** 第1回正副会長会議

新年度になって初の正副会長会議を開催。年度始めから次々と新たな課題や対応事案が発生し、チームとして対処しているが、日々の会務は、まさしく生き物だと再認識させられる。

### **10日、11日** 第1回常任理事会

正副会長会議に引き続き、常任理事会を招集。いよいよ「新元号・令和」最初の定時総会に向けた準備を具体化するための審議事項と協議事項を活発な意見交換の下、議論を行う。

### **11日** 第1回監査会

平成30年度事業に関して、各担当副会長、担当部長同席の上、業務監査と会計監査を受ける。三名の監事団からは、本質を突く質問と制度の将来を見据えた提言をいただいたところである。

### **11日** 衆議院議員山下たかし君を激励する会

現役の法務大臣である、山下たかし議員を激励する会に同郷である金関常任理事と共に出席。山下大臣には、「政治に正義。政治に信義。政治に道義」という三つの理念があり、日々、日本国のために活動されている。折りしも、この日は「土地家屋調査士法一部改正法案」が参議院法務委員会において全会一致で可決され、全国の会員を代表して、大臣にお礼を申し上げた次第である。

### **13日** 磯端強志氏黄綬褒章受章記念祝賀会

磯端先生の受章記念祝賀会の案内をいただき、羽田から空路、桜島を眼下に眺めながら鹿児島に向かう。磯端先生は、現在も全国土地家屋調査士政治連盟の監事を務めていただいております、様々な会合で一緒する機会があり、勝手に親近感を抱かせてもらっている。

3月

19日、20日

第6回広報部会

<協議事項>

- 1 各種イベントへの調査について
- 2 土地家屋調査士制度発祥の地碑パンフレットの作成について
- 3 平成31年度の土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 4 土地家屋調査士PR動画コンテストの実施内容について
- 5 会報の編集及び発行に関する事項について
- 6 第13回つくば国際ウォーキング大会への協賛について
- 7 日本マンション学会2019福岡大会への協賛について
- 8 平成31年度広報部事業計画(案)説明要旨について

第7回財務部会

<協議事項>

- 1 予算執行の適正管理について
- 2 親睦事業の検討及び実施について
- 3 各種保険への加入促進及び共済会事業への支援について
- 4 土地家屋調査士国民年金基金への加入の促進について
- 5 中央実施型新人研修における説明について
- 6 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 7 民事月報の実費頒布について
- 8 契約の執行に関する取扱基準について
- 9 平成31年度予算(案)について
- 10 翌年度4月から6月の暫定予算について
- 11 平成31年度の会議予定について
- 12 平成30年度事業経過報告及び次期財務部への引継事項について
- 13 平成31年度事業計画(案)説明要旨について

25日

第4回電子証明運営委員会

<協議事項>

- 1 セコムパスポート for G-ID 認証局における登録局の運営体制等について

25日、26日

地図対策室会議

<協議事項>

- 1 法務省不動産登記法第14条地図作成作業におけるサイクルタイム及び積算表の公開について

第6回総務部会

<協議事項>

- 1 第76回定時総会提出議案及び運営等について
- 2 平成31年度総務部事業計画(案)における具体的な内容について
- 3 「土地家屋調査士法人の業務処理マニュアル」の作成について
- 4 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 5 2020年土地家屋調査士手帳の作成について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会役員名簿の作成について
- 7 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(平成31年追加)」について
- 8 「法務大臣表彰状・日本土地家屋調査士会連合会会長表彰状等受賞者名簿」の体裁について

26日、27日

第7回グランドデザイン「基本計画」会議・第7回グランドデザイン「中央総合研修・研究所」会議(合同会議)

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」に基づく基本計画策定について
- 2 基本計画に基づく中央総合研修・研究所構想について

27日

第7回ミャンマー土地登録法制調査研究PT会議

<協議事項>

- 1 法務省法務総合研究所国際協力部から要請を受けている「ミャンマーの土地登録法制」に係る調査研究の対応について

4月

2日

第1回選挙管理委員会

<協議事項>

- 1 委員長の互選について
- 2 役員選任規則に係る選挙事務について

8日、9日

第1回財務部会

<協議事項>

- 1 予算執行の適正管理について
- 2 親睦事業の検討及び実施について
- 3 各種保険への加入促進及び共済会事業への支援について
- 4 土地家屋調査士国民年金基金への加入の促進

進について

- 5 土地家屋調査士の財政面における自律機能の確保について
- 6 民事月報の実費頒布について
- 7 契約の執行に関する取扱基準について
- 8 平成31年度予算(案)について
- 9 翌年度4月から6月の暫定予算について
- 10 平成31年度の会議予定について
- 11 平成30年度事業経過報告及び次期財務部への引継事項について
- 12 平成31年度事業計画(案)説明要旨について

### 10日

第1回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成31年度第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

### 10日、11日

第1回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成31年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
- 2 平成30年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 3 中央実施型の新人研修の実施について
- 4 平成31年度事業方針大綱(案)及び同事業計画(案)について
- 5 平成31年度一般会計及び同特別会計収入支

出予算(案)について

- 6 第76回定時総会提出議案について
- 7 事務局次長及び課長の人事について

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について
- 2 民間紛争解決手続代理関係業務に関する対応について
- 3 全国国民年金基金との契約について
- 4 土地家屋調査士の会員数に応じた事業助成について
- 5 各土地家屋調査士会における筆界調査委員の推薦基準に関するアンケートについて
- 6 「土地家屋調査士 会員必携」に掲載している壬申地券について
- 7 第76回定時総会の対応について

### 11日、12日

第1回監査会

### 15日、16日

第1回グランドデザイン「基本計画」会議・第1回グランドデザイン「中央総合研修・研究所」会議  
<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」に基づく基本計画策定について
- 2 基本計画に基づく中央研修・研究所構想について



広報キャラクター「地識くん」



# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者

平成31年3月1日付

東京 8093 永峯 拓  
 長野 2604 三澤 礼子  
 大阪 3357 廣田 尚三  
 大阪 3358 芋縄 康弘  
 大阪 3359 秋葉 宗利  
 滋賀 454 大森 直樹  
 愛知 2989 小島 収  
 三重 901 的場 進  
 札幌 1209 道下有佳子

平成31年3月11日付

東京 8095 岩館 稔  
 神奈川 3104 石垣 駿  
 埼玉 2676 鈴木 康文  
 埼玉 2677 山崎 正稔  
 茨城 1466 石川 欣生  
 群馬 1074 福原 隆行  
 群馬 1075 須長 亮  
 山梨 410 渡辺 陽平  
 山梨 411 山下 浩之  
 愛知 2991 花田 淳司  
 愛知 2992 柳野 康博  
 富山 526 渡辺 純一  
 熊本 1215 前田 英敏  
 鹿児島 1100 原口 宏樹  
 宮城 1043 三坂 総志  
 青森 777 柿崎 雄太  
 札幌 1210 渡邊 亮  
 札幌 1211 石川 美佳  
 旭川 302 田中 寛二  
 香川 726 松澤 人史

平成31年3月20日付

東京 8096 今江 信之  
 東京 8097 木村 稔  
 東京 8098 脇谷 良生  
 栃木 941 大野 利博  
 栃木 942 中村 弘

栃木 943 木村 周作  
 山梨 412 赤塚 友一  
 新潟 2223 阿部 和久  
 新潟 2224 徳本 好彦  
 京都 911 金沢 権珠  
 愛知 2994 鋤柄 浩一  
 山口 980 立山 良祐  
 岡山 1402 鴨井 達也  
 鳥取 480 安谷 潔美  
 長崎 804 伊藤 裕樹  
 宮城 1044 武田 英伸  
 香川 727 多田 幸広  
 徳島 517 小西 達也  
 愛媛 869 久岡 正  
 愛媛 870 狭間 雄樹

## 登録取消し者

平成30年12月13日付

滋賀 163 寺村 孜

平成30年12月23日付

千葉 608 小澤 瑞男

平成30年12月28日付

鹿児島 1071 市来敬志郎

平成31年1月23日付

札幌 639 笹田 英雄

平成31年1月30日付

静岡 1297 城内 孝文  
 鹿児島 962 吉福 丈雄

平成31年2月16日付

愛知 1693 青山 修

平成31年2月17日付

和歌山 332 栗山 晴年

平成31年2月18日付

神奈川 708 渡部 泰夫

広島 1664 近藤 昭史

平成31年2月20日付

長野 1149 中村 高行

平成31年3月1日付

神奈川 1924 田中 成佳  
 神奈川 2739 山田 彰吾  
 神奈川 2797 高田 幸雄  
 静岡 1280 井上勇一郎  
 愛知 1462 澄川三千年  
 福島 1285 波多野和仁

平成31年3月11日付

東京 7896 長谷川信夫  
 茨城 1181 仲尾富美子  
 栃木 605 関 信雄  
 愛知 2429 岡本 譲  
 福岡 554 本村 介  
 福岡 2300 渡邊 晴明  
 長崎 787 酒井 定仁  
 宮崎 528 広末 誠

平成31年3月20日付

静岡 1493 遠藤 充  
 兵庫 1615 谷口 博

## ADR認定土地家屋調査士登録者

平成31年3月1日付

長野 2595 成田 充  
 大阪 3358 芋縄 康弘

平成31年3月11日付

神奈川 3026 白井 伶衣

平成31年3月20日付

神奈川 2353 村上 義則

ケガや病気による  
入院・通院に  
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が  
お役に立ちます！

登記誤りを起こして  
しまい、顧客から  
損害賠償請求を  
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が  
お役に立ちます！

土地家屋調査士を  
取り巻く  
さまざまなリスク  
その時  
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。  
その間の収入を  
どうしよう。。。

測量機器総合保険  
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり  
測量機を破損  
してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166  
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階  
<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692  
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B18-102578 使用期限 2020年4月1日

# 危機管理広報講座を受講して ～広報担当者と危機管理～

連合会広報部長を拝命し、任期の半分を経過した頃、世間では企業の不祥事が発覚し、社長や広報担当者が記者会見をする光景を何度も目にする機会がありました。これまで、所属会や地元の企業家集団の中で広報を担当する機会はありましたが、会員数約16,500人の大団体の広報担当者であるという責任の重さを考え、民間のPR会社が主催する「危機管理広報」をテーマとする講座を受講しましたので内容の一部をご報告いたします。

## 1 事例研究と対応方法

はじめに事例研究として、ある企業の品質データの改ざん問題が取り上げられました。

原因は内部告発で、この問題が発覚してから、記者発表まで1か月もの期間を要した事例です。そして企業の第1段階の記者会見で「法令には抵触していない」とお詫びではなく釈明に終始し、企業の信頼を著しく低下させました。

第2段階の記者会見では、「データの改ざん」を「本件不適切行為」と表現し、悪質性の程度が低いとの認識が感じられる心証があり、また、誰が行ったか、組織的なものであったかということは明確にされないうままでした。一方、社内においては、外部からの問合せのルールが徹底されていないため、電話での対応が不誠実極まりないものとなり、記者会見も週末に開催されるというマスコミや取引先から最も敬遠される時間設定であったことも含め、マスコミからの信頼を失ってしまったというものでありました。

この事例から、(1) 初期対応の在り方、(2) 記者会見での対応の仕方、(3) メディアとのつきあい方に論点を絞り報告します。

(1) 初期対応のしかたについては、「パニックのときの情報処理能力は平常時の20%である」ということを意識して、

- ① まず事実確認を行い、それを時系列に整理する。
- ② 適切な危機管理対応者と情報共有を行う。
- ③ 組織としての方針と対応を決定する。
- ④ 公開してはならない表現、内容を整理し、ペーパーを作成する。
- ⑤ 想定問答集を作成する。

⑥ 電話での問合せに対応するマニュアルを作成し、関係者で共有する。

ことが重要とのこと。

(2) 次に、記者会見を想定します。記者会見とは、自社の考えを説明し、納得してもらうことであり、

- ① 誰に対して(被害者、顧客、関係者、地域社会)
- ② 何を(謝罪、問題解決、情報公開)
- ③ どうする(納得してもらう)

ということを念頭に置き、まず謝罪を行い、コンプライアンスの徹底と再発防止、企業としての責任を明確にし、損害賠償対応の方針を説明する。説明に際しては、事実をベースに、被害者への配慮を優先し、ネガティブな質問にはセンテンスを短く、最も伝えたいメッセージは何度も繰り返すことが大切であるとのこと。

(3) メディアとのつきあい方としては、メラビアンの法則(※イメージや印象は言葉よりも見た目(視覚)で形成されるという法則)に則り、ビジュアルにも気を付けること。例えばスーツやネクタイの色はポジティブな会見とは異なり、慎重に選択を考えなければならない。不確実な回答をせざるを得ない場合には、限定付きで、留保条件を付けてコメントし、肯定と取られる「ノーコメント」という表現や専門用語は使わないなどメディアとその先にある一般の方々を視野に入れて発言すること。メディア側の恐怖は誤報と締切りに間に合わないことなので、迅速、誠実に対応すること。また今後のメディアへの対応窓口を示しておくことが重要とのことでした。

そもそもリスクの発生に当たっては、人的、財的(モノ、カネ)、将来利益の喪失、ブランド喪失ダメージが想定され、そのレベルは、特定の個人から、業

---

界全体のブランド価値へ、また人命や日本そのものの信用に至るものまでである。よい評判の形成をするにもメディアの力は大きいですが、回復しなければならぬ信頼がある場合も、メディアは欠かせない。ダメージを最小限にし、信頼の回復を図らなければならないとのことでした。

## 2 ネット、SNSにおける対応

次にネットやブログでのいわゆる炎上について、事例が検討されましたがここでは事例の記載は省略します。SNSは場所、人を問わず情報発信ができ、今は誰でもメディアになれる時代です。事実、米国人の44%はメディアでなくソーシャルメディアで情報を得るとされ、最も信頼できる情報の1位は知人・友人からの情報、2位は企業WEB、3位はネット上の消費者の意見ということだそうです。日本でのマーケティング((株)ジャストシステム)結果でも、若年層ほどネットでの情報を信頼する傾向が高く、こうしたことから「客観的な事実より、虚偽であっても個人の感情に訴えるものの方が強い影響力を持ち、事実を軽視する時代」ともいわれるそうです。

対応方法としてはネットの中での問題はネットの中で対応することが原則であり、事実確認や組織としての方針は前述したとおりですが、「事実確認中であること」も情報として迅速に発信すべきであるとのことでした。

## 3 危機管理広報

広報(平常時広報)の目的は、情報を通して「信頼を構築」していくことですが、危機管理広報の目的は、リスクの予防と損害を最小限にとどめることにより「信頼を維持」することである。篠原良一著『メディアトレーニング』(アニモ出版)によると、失敗するリスク判断としては、

- ①昔の常識
- ②ほかでもやっている
- ③なんとかなる(楽観)

の三つがあり、

また、信頼を落とす3要素としては、

- ①待ちの姿勢
- ②命と安全の軽視
- ③自己保身

とされています。

危機管理は平時からの対策が必要ですが、今回の講座を受講し、「果敢に攻める」広報の裏には「巧みに守る」危機管理が欠かせないと考えさせられました。

メディアの特性はブラックボックスの中にあるといわれますが、「メディアの欲しい情報」と「伝えたいメッセージ」をマッチさせながら、伝わる広報(public relation)のために広報部一丸となって邁進していきます。

広報部長 金関圭子(岡山会)

## 平成30年度全国理事長会議報告

平成31年2月14日(木) 13時15分から15日(金) 12時までの2日間にわたり、ホテルメトロポリタン エドモンド(東京都千代田区飯田橋)において、平成30年度全国理事長会議が開催された。榊原典夫会長から日調連、全調政連、全公連が対話をもって連携し、真に国民の信頼を得られる組織となるよう全公連として努めてまいりたいとの挨拶の後、以下のとおりの日程に基づき進行された。



榊原会長

### <平成30年度委員会報告と平成31年度事業計画案>

#### (1) 広報委員会

全公連だより Vol.3 (平成30年5月)、Vol.4 (平成30年9月) 及び Vol.5 (平成31年1月) を発刊したことについて報告があった。現在、全公連だより Vol.6 (令和元年5月発刊予定) に向け内容を検討中。また、外部広報を念頭とした広報誌(仮称:公嘱協会)についても入稿準備中。

今後も、全公連だよりをタイムリーに発刊し、全公連及び所属協会の活動の報告、役立つ情報等の発信に努める。また、外部広報としての「公嘱協会」を必要な都度発刊し、関係機関への啓発活動を行う。

#### (2) 業務研究委員会

平成30年度は、官民境界確認補助業務の研究推進として、全国の協会にアンケートを実施し、平成30年11月に第2回研修会「官民境界確認補助業務について」を開催した。公嘱協会は官公署と国民の間

に立ち、公共事業推進のお手伝いをするのが次なる使命であり、本業務を筆界に関する専門家集団である公嘱協会が受託することにより、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することになる。官民境界確認補助業務は官民境界の管理業務と捉え、「官民境界確認に関する手続」事務の安定化に資するものであるとの報告があった。

#### (3) 平成31年度事業計画案

平成31年度事業計画遂行のため基本指針を定め、加盟協会の更なる発展のため統一の理念の下に会務運営を図る。加盟協会が官から選択される協会に相応しい組織となるため、その設立の趣旨に沿った事業の受託や組織の運営のために必要な情報提供と研修、関係部署への陳情等を行うため、事業計画を継続的事业とタイムリーな重点的事业に分け、効率的な会務運営に努めると、事業計画案の説明がされた。

#### <講演>

「公嘱協会をめぐる独占禁止法上の留意点」という演目で、郷原総合コンプライアンス法律事務所特別顧問(タイヤ公正取引協議会 専務理事)野口文雄様による、講演をいただいた。

#### 1. 独占禁止法はどんな法律か

規制の対象、禁止される事業者の行為、禁止される事業団体の行為、法的処置

#### 2. 共同受注についての事例

(1) 違反事例

(2) 相談事例

#### 3. 徳島協会に対する警告はどのようなものだったのか

(1) 事実関係の概要

(2) 上記行為に対する判断と措置

(3) なぜ警告だったのか

#### 4. 公嘱協会による共同受注の注意点

その他、Q & Aにて各事案について回答をいただいた。

特命随意契約については、必要性の説明が欠かれないとの意見であった。



野口講師

### <意見交換会>

メインテーマ「協会運営と今後の課題」

(1) 会則の見直し素案に対する意見収集を行った。

① 会則の一部改正案、② 役員選任規則の一部改正案、③ 入退会規則の一部改正案、④ 会計規則の一部改正案、⑤ 顕彰規定の一部改正案、⑥ 全公連役員選任運用要領の一部改正案につき望月副会長から説明がされ、各協会理事長の意見を求めた。

(2) 選択される協会となるための活動方針について

堀副会長から地方公共団体における筆界特定手続の拡充に関する回答一覧等の説明がされた。また、発注者側からみた専門家集団の利活用の事例が示され、公図未存在地の用地取得についての事例報告が和歌山協会理事長からあった。さらに、進捗が遅れている地籍調査の現状と今後の課題としては、静岡協会理事長から意見があり、筆界の専門家として土地家屋調査士の客観的評価は高いものの、利活用については十分ではない。公嘱協会として啓発活動を通じ、業務とすべきであるとの意見があった。

市町への啓発活動を10年以上前から積極的に展開をし、安定的な受注をされている愛知協会理事長から、現在の公共事業に関連する業務の受託の状況等について意見をいただいた。

今後も選択される協会になるための勉強会の開催を行う予定である。



全国理事長会議意見交換会風景

(3) 広報活動の充実について(岩淵副会長)

- ① 内部広報について、公嘱かわら版について宮城協会理事長から説明がされた。
- ② 外部広報について、研修会開催パンフレット等につき、三重協会、札幌協会、静岡協会理事長から説明がされた。
- ③ 全公連だよりにつき伊藤広報委員長から説明がされた。

(4) 団体保険と個別加入保険についての紹介

講師：三井住友海上火災保険株式会社広域法人部営業第一課課長代理の下松瀬卓様から説明を受けた。

この度の全国理事長会議では数多くの忌憚のない意見が述べられ、各項目とも予定していた時間では収まりきらぬ充実したものとなった。各協会理事長として、公嘱協会の更なる発展を願う心の現れと感取した。

以上のとおり、各委員会報告、講演、意見交換会は執り行われ、会議は終了した。

(理事 伊藤 彰)



### 会議経過及び会議予定

4月8日	第1回役員選考委員会
4月8日	第1回監査会
4月9日	第1回理事会
6月6日	第2回理事会
6月6～7日	第34回定時総会及び第1回研修会

# 先輩のはなし

宮崎会 谷口 和隆

我々の仕事は、いつも周りに支えてくれる友人・先輩・後輩がいて成り立っている。なかでも一番お世話になっているのが先輩である。

開業して30年以上たった今でも、法令解釈や業務処理を教えてくれる先輩がいるし、資格業の社会的位置づけ、在り方などを教えてくれる先輩がいる。また、土地家屋調査士として、人間としての哲学を教えてくれる先輩もいる。逆に反面教師として先輩から失敗談を聞かされる時は一番身につまされる。

たまには仕事の処理方法を質問されることもある。こんな時は自分の経験したことを答えるのだが、正しかったのかどうか心もとないものである。

人生5巡目(還暦)を過ぎた今でも、勉強・努力が必要な職業だとつくづく思う。正に持つべきは先輩。先輩の話してくれることはよく聞くようにしたいと思っている。

自営業である土地家屋調査士業を営む上で、もう一つ必要だと思うことは、将来の人生設計である。特に廃業した後の老後の生活である。

我々には定年はないが退職金もなく、国民年金だけでは何不自由なく暮らす生活は見込めない。

ここでも、参考にしたい「先輩のはなし」がある。

私の先輩に年金について聞いたところ、平成3年の土地家屋調査士国民年金基金の開設以来、夫婦で現在まで加入し続けているので、65歳から受け取れる年金は夫婦それぞれ月20万円ほどになるというのだ。

「じゃ～、じゃっじゃっ、2人で月40万円ですか～!？」と思わず怒鳴ってしまった。

実は、私はといえば、土地家屋調査士国民年金基金には開設当初から10年ほどは加入していたのだが、あっさり掛金未納にしてしまっていたのだ。当時は、リーマンショックで証券会社や金融機関が破たんして、金利も下がり、いろいろな基金の運営が



行き詰まっていた。その時私が加入していた民間の貯蓄型年金も運用できなくなり、元金さえも心もとなくなった。

国の年金制度も給付金額が下がり、企業の年金制度が崩壊するなど、暗い話題ばかりが続き、「この調子では土地家屋調査士国民年金基金もきっと行き詰まるのではないか。」と浅はかに考えたのだ。

その頃は住宅ローンに加え、3人の子供たちの学費と仕送りで、生活もやっとなで青色吐息の状態でもあった。

しかし、土地家屋調査士国民年金基金は、私の予想に反してリーマンショック以降の不況にも揺るがず、安定した運営で、現在も加入者の老後を支えてくれる基金であり続けている。

あの時将来を見据えて、先輩の忠告を聞いて土地家屋調査士国民年金基金を続けていれば、先輩のように涼しい顔をしていられたのだと思うと、悔やんでも悔やみきれない恥ずかしい私の失敗談である。

つくづく「先輩のはなし」は何事も聞いておくべきだと思う。

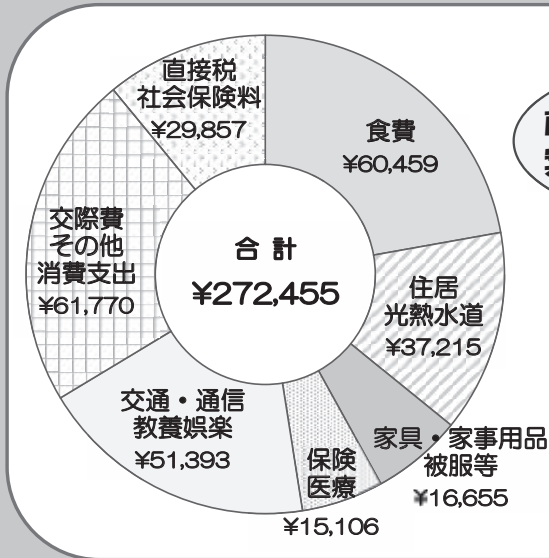
人生設計は大事だ。将来私はどんな老後を送っているだろうか。



# 老後だってお金はかかる



私は75歳の主婦です。  
78歳になる夫と二人暮らしで、  
今は二人とも仕事はしていません。



歳をとっても、生活には  
案外お金が掛かるのよ。



老後に必要な生活費の平均月額

## 約27万円

(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの  
無職世帯の平均的な老後の生活費)

\*厚生労働白書より

若いうちに入っておけば、  
毎月の掛金は安く&受取年金額は多い。  
いづれ入ろうと思っているなら  
早い方がいいですよ。



私たちは、  
不足分の一部を  
国民年金基金で  
補っています。

国民年金だけでは

## 14万円 足りません

でも

国民年金の年金月額は

## 約13万円

(夫妻2人の老齢基礎年金月額が  
満額の場合)



## 6月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

## 6月14日

までがご加入・増口のチャンス！

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

TEL:03-6804-1128

平日(9:00~17:30)





「山女釣り」

深谷健吾

奥飛驒の谷を奥へと山女釣り  
五箇山の祭太鼓の訝かな  
卯の花や生垣高き輪中村  
扉を閉ぢしままの古墳や花卯木  
湖よりの風と遊びて鯉のぼり

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田 操

妻と来て酒は無用の花筵  
ときめきは老軀にもあり桜時  
もてなしは大地の恵み草の餅  
流れゆく雲に乗りしか揚雲雀  
桜咲く甲子園へと吾が母校

茨城 中原ひそむ

百まではと言ひし友逝き冬北斗  
少年期育ちし町や東風光る  
早朝に昨日も今日も笹子鳴く  
過疎進む被災の港鳥帰る  
裏山の小さき祠や藪椿

岐阜 堀越 貞有

無住寺に灯りの見えて彼岸かな  
人住まぬ村の桜に会ひにゆく  
墓地苑に無縁墓地あり草萌ゆる  
近道に転ぶ自転車山笑ふ  
色町で生まれ育ちてうかれ猫

愛知 鍋田 建治  
神殿の右に左に枝垂梅  
外来種に負けぬ蒲公英咲きし庭

今月の作品から

深谷健吾

桜咲く甲子園へと吾が母校

島田 操

「桜」とは、春の季語。桜は日本の国花。自生種・園芸種を含めて数百種類ある。染井吉野は明治初期に東京の染井村(豊島区)で作られた品種である。甲子園へ行くことは高校球児の夢。春の選抜高校野球大会に二十一世紀枠で選ばれた県立石岡一高校が作者の母校であるとのこと。初出場おめでとうございます。残念ながら一回戦負けでしたが、さぞかし地元は盛り上がったことでしょう。提句は母校の初出場のお祝いの一句か。「桜咲く」は「入試合格」の譬え言か。母校の甲子園初出場のめでたさが伝わってくる見事な一句である。

中原ひそむ

過疎進む被災の港鳥帰る

「鳥帰る」とは、春の季語。秋冬のころ北方から来た渡り鳥が日本で越冬し、春になると北方へ帰って行くことをいう。群れをなして雲間に消えゆく様子を鳥雲に入る・鳥雲にという。また、小鳥引くの「引く」は去ると同じ意で、引鴨・引鶴などのように用いられる。東日本大震災により、太平洋沿岸地域

の大小の港町は壊滅状態となり、ほとんどが過疎地に。被災前の港町に戻るの何時になることや。魚の加工工場は徐々に帰って来ているものまだまだです。提句は、現在の港町の現状を詠んだ句か。季語の「鳥帰る」の斡旋が効果的で、見事な一句になった。

色町で生まれ育ちてうかれ猫

堀越 貞有

「うかれ猫」とは、春の季語「恋の猫」の傍題。猫の交尾期は年に四回あるが、最も多いのが春である。発情期の猫は赤子の泣くような声で鳴き、仲間を求め合う。昼夜を問わずもの狂おしく争うかと思つと、切ない声で鳴き続ける。幾日もさまよつたあげく、傷つき汚れて帰って来る姿は哀れである。俳句独特の季語の一つで、定着したのは芭蕉の時代と言われている。提句の猫は生まれも育ちも花街で生粋のうかれ猫か。擬人化の手法により、俳諧味のある見事な一句となった。

鍋田 建治

外来種に負けぬ蒲公英咲きし庭

「蒲公英」とは、春の季語。道端や土手などで見られる。蝦夷蒲公英・関東蒲公英・関西蒲公英などの在来種が各地に分布するが、いずれも帰化した西洋蒲公英に圧倒されている。三月から五月ごろ黄色・白色の頭花が花茎に一つつく。人里近くに生えているのは殆どが西洋蒲公英。提句は、庭の片隅で見つけた在来種蒲公英に感動して詠んだ佳句である。

# 人事異動 法務局・地方法務局

法務局・地方法務局における職員の人事異動が四月一日付で行われましたので、その一部を左に紹介いたします。(○平成三十一年四月一日付け異動)

法務局	庁名	局長	総務部長	部	長	次	長	登記官	事務官	行政部	登記官	事務官	登記官	事務官
東京	岩山 伸二	篠原 辰夫	岩崎 琢治	安藤 直人	河合 伸浩	黒武者 昭人	神崎 強	羽石 研造	矢部 博志	渡邊 英介	大倉 朋子	藤井 宏和	福品 泰文	藤井 宏和
大阪	杉浦 徳宏	篠原 裕一	林 淳史	河合 伸浩	佐久間 和美	黒武者 昭人	神崎 強	羽石 研造	矢部 博志	渡邊 英介	大倉 朋子	藤井 宏和	福品 泰文	藤井 宏和
名古屋	堀 秀敏	篠原 裕一	菅原 武志	河合 伸浩	佐久間 和美	黒武者 昭人	神崎 強	羽石 研造	矢部 博志	渡邊 英介	大倉 朋子	藤井 宏和	福品 泰文	藤井 宏和
福岡	伊藤 恩恵	篠原 裕一	富澤 清治	河合 伸浩	佐久間 和美	黒武者 昭人	神崎 強	羽石 研造	矢部 博志	渡邊 英介	大倉 朋子	藤井 宏和	福品 泰文	藤井 宏和
仙台	西藤 昭博	篠原 裕一	佐藤 清子	河合 伸浩	佐久間 和美	黒武者 昭人	神崎 強	羽石 研造	矢部 博志	渡邊 英介	大倉 朋子	藤井 宏和	福品 泰文	藤井 宏和
札幌	須藤 義明	篠原 裕一	阿部 俊彦	河合 伸浩	佐久間 和美	黒武者 昭人	神崎 強	羽石 研造	矢部 博志	渡邊 英介	大倉 朋子	藤井 宏和	福品 泰文	藤井 宏和
高松	中崎 俊彦	篠原 裕一	高見 鈴子	河合 伸浩	佐久間 和美	黒武者 昭人	神崎 強	羽石 研造	矢部 博志	渡邊 英介	大倉 朋子	藤井 宏和	福品 泰文	藤井 宏和

地方法務局	庁名	局長	次長	総務課長	首席登記官	登記官	事務官	登記官	事務官	登記官	事務官	登記官	事務官
東京	伊藤 敏治	今澤 一也	本間 与志雄	宮崎 健修	菅生 仁	古屋 政人	中村 昭治	西村 修明	田中 明	大野 正雄	秋原 健一	松川 富栄	横山 修二
大阪	伊藤 敏治	今澤 一也	本間 与志雄	宮崎 健修	菅生 仁	古屋 政人	中村 昭治	西村 修明	田中 明	大野 正雄	秋原 健一	松川 富栄	横山 修二
名古屋	伊藤 敏治	今澤 一也	本間 与志雄	宮崎 健修	菅生 仁	古屋 政人	中村 昭治	西村 修明	田中 明	大野 正雄	秋原 健一	松川 富栄	横山 修二
福岡	伊藤 敏治	今澤 一也	本間 与志雄	宮崎 健修	菅生 仁	古屋 政人	中村 昭治	西村 修明	田中 明	大野 正雄	秋原 健一	松川 富栄	横山 修二
仙台	伊藤 敏治	今澤 一也	本間 与志雄	宮崎 健修	菅生 仁	古屋 政人	中村 昭治	西村 修明	田中 明	大野 正雄	秋原 健一	松川 富栄	横山 修二
札幌	伊藤 敏治	今澤 一也	本間 与志雄	宮崎 健修	菅生 仁	古屋 政人	中村 昭治	西村 修明	田中 明	大野 正雄	秋原 健一	松川 富栄	横山 修二
高松	伊藤 敏治	今澤 一也	本間 与志雄	宮崎 健修	菅生 仁	古屋 政人	中村 昭治	西村 修明	田中 明	大野 正雄	秋原 健一	松川 富栄	横山 修二

お知らせ

# 土地家屋調査士2020年オリジナルカレンダー

## 長久保赤水の新刻日本輿地路程全図

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で20回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例)      個人事務所名

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金 × 梱包箱数
- 梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- 離島は別途。      ●消費税含む。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 513円	1本 680円	1本 680円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2019年8月31日(土)		
納品予定	2019年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申込み  
締 切 り  
▼  
**2019年  
8月31日(土)**

### お 申 込 み に あ た っ て

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。  
A) 「境界紛争ゼロ宣言!!」シンボルマークのみ入り  
B) 調査士会名入り  
C) 調査士会名+個人事務所名入り  
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けれます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2019年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
- 送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,296円	1,512円	2,700円

ご注文は ..... **FAX:06-6467-8949**

大毎広告株式会社 TEL 06-6467-8948 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/大森良太・松本佐奈恵

## FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。 FAX:06-6467-8949

### ■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 <b>513円</b> <input type="text"/> 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 <b>680円</b> <input type="text"/> 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 <b>680円</b> <input type="text"/> 本
---	--	---

### ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

2019年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

### ■ネーム

肩書	(20字以内)	
事務所名	(15字以内)	TEL (      )      -
住所 〒		FAX (      )      -
E-mail		調査士会名

■以上のとおり申込みます。 2019年      月      日

お名前(または事務所名)	印	TEL (      )      -
	連絡先	FAX (      )      -

カレンダーお届け先 お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。  ネーム住所と同じ

受付欄

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

## 編集後記

「あなたがこの世で見たいと願う変化に、あなた自身がなりなさい」

～マハトマ・ガンジー～

令和を迎えるに当たり、平成元年の会報を手にしてみました。「社会経済の活性化が反映して、地価の高騰にもかかわらず、不動産の取引が盛んに行われ、登記事件も漸増傾向であり、土地家屋調査士業務の果たす役割は社会全般に大きく期待が寄せられている。」と述べられた多田光吉連合会長の新年挨拶。前年(昭和63年)の不動産登記法一部改正により登記簿のブックレスシステムによる登記事務処理が法制化され、登記情報のコンピューター化が本格的に動き出した年でした。

「消費税への対応」、「週休二日制」、「魅力ある事務所と補助者」、「豊かさの多価値化」、「制度40周年将来への再認識」、「GPS時代に近づく」、「変革の時代」といったその時代を表した記事。また、発刊時の連合会長三浦福好会長と初代連合会長降旗徳弥会長の

対談。内容にも心を打たれましたが、降旗初代会長が元通信大臣(郵政大臣)、松本市長を歴任された政治家でいらっしゃったことは存じ上げませんでした。

最後に、平成への思いが込められた文章の一節(平成元年の編集後記から)をご紹介します。「人間の生活は『喜怒哀楽』の中にあっても常に継続され進展しなければならぬ宿命をもっている。土地家屋調査士業務も同様であって、新元号の『平成』に表現されるような真の平和とともに業界の発展を成し遂げるところの時代とするよう決意を新たにしたいのである。土地家屋調査士業界の一層の繁栄を祈念すると同時に、国際化時代に即応して地球が、日本が平和の時代が末永く継続することを新時代としたい。」

令和が日本にとって益々の繁栄の時代になることを願うとともに、日調連は会員一人一人の活動を協力にサポートするため、日々挑戦を続けていかなければならないと考えています。

広報部次長 山口賢一(長崎会)

# 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円  
1年分 1,200円  
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

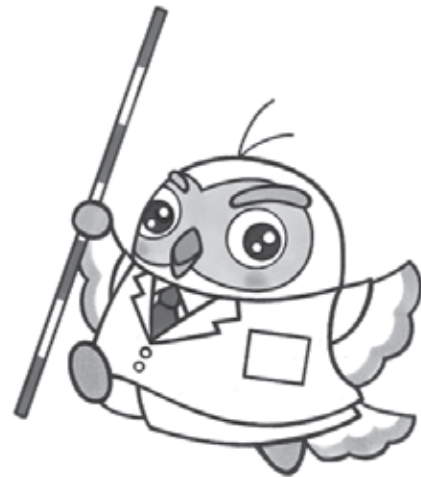
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社



広報キャラクター「地識くん」